

宇土高等学校 生徒心得

1 学校生活について

- (1) 質実剛健の気風を尊び、困難に打ち克つ不撓不屈の精神を養成し、正しいことには進取敢為の態度で取り組みましょう。
- (2) 服装・容姿は人の心と品格を表現するものです。服装を常に清潔・端正にしましょう。

2 服装・頭髪、携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みについて

(1) 学生服

- ①夏冬共に学校指定となっています。
- ②合服は、指定マーク入り長袖シャツです。
- ③校章は、右に学年章、左に組章及び校章、左胸に名札をつけます。
- ④靴下は、白・黒・紺・グレーを基調とした色としています。(ワンポイントまで可)

(2) セーラー服

- ①夏冬共に学校指定となっています。
- ②夏のセーラー服は、半袖、長袖どちらを着用してもいいです。
- ③冬服の場合、校章、学年章、組章をフェルトにつけ、名札と共に左胸につけます。夏服の場合、名札のみ左胸につけます。
- ④靴下は、白・黒・紺・グレーを基調とした色としています。(ワンポイントまで可) 冬季は黒色のタイツを着用してもいいです。

(3) 学生服・セーラー服以外の場合

- ①制服としてビジネススーツ等の使用を希望する場合は、事前に学校に連絡のうえ承認を得てください。
- ②合服は、指定マーク入り長袖シャツです。
- ③上着着用の際は、校章、学年章、組章をフェルトにつけ、名札と共に左胸につけます。合服の場合、名札のみ左胸につけます。
- ④靴下は、白・黒・紺・グレーを基調とした色とします。(ワンポイントまで可) 冬季は黒色のタイツを着用してもいいです。

(4) 頭髪等

- ①清潔感のある長さ、髪型にしましょう。
- ②毛髪が肩にかかる場合は、黒・紺・茶等の細いゴムで結びましょう。
- ③パーマ等の加工、染色、脱色は禁止とします。
- ④眉は整える程度とし、極端に細くしないようにします。化粧、ピアス等は禁止します。

(5) 服装関係、その他

- ①更衣期間は、冬期間4月～5月、10月～3月。夏期間5月～10月を原則としますが、個々で体調や気候、場面を考え服装を整えましょう。
- ②冷暖房使用時に教室等で寒い場合は、華美でないカーディガン等の着用を許可します。ただし、式典等においては学校が指示します。
- ③冬季は、防寒着(華美でないもの)、防寒具(マフラー等)の使用を許可します。
- ④登下校時の履き物は、革靴(黒・茶)または運動靴。上履きは、学校指定の学年色スリッパです。

- ⑤通学バッグ（カバン、リュック）はファスナー等ふた付きのものを使用しましょう。なお、他校の指定品は使用できません。
- ⑥制服を補正する場合は、生徒指導部に「制服補正願い」を提出し許可を受け、補正業者に持参してください。

（6）携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みについて

- ①校内では原則として使用はできません。電源を切り、通学バッグまたは靴箱等に鍵をかけて保管することとします。（休日等、校内で部活動等での活動中も同様）ただし、授業等で使用を許可された場合、放課後等の生徒昇降口での保護者への連絡は除きます。
- ②授業中及び休み時間等の使用や周囲への迷惑行為、学校の度重なる指導や注意に従わない場合は特別な指導の対象となります。

3 交通

（1）交通安全

- ①積極的に事故防止の態度・能力を養ってください。
- ②交通ルールを遵守してください。
- ③交通マナーを守り、その高揚に心がけてください。

（2）自転車通学

- ①自転車通学を希望する場合は、巻末の「自転車通学許可願い」を提出し申請してください。
（自宅から学校までの距離が1 km以上）
- ②防犯登録を受け防犯登録証、自転車後部泥よけ部に本校指定の登録ステッカーを貼付することとします。
- ③自動点灯装置のついた自転車を推奨します。
- ④ヘルメット着用を推奨します。
- ⑤雨天時は雨合羽を使用することとします。
- ⑥交通ルールを遵守し、保護者の責任の下、自転車の点検・整備を行ってください。
- ⑦学校では所定の場所に駐輪し、必ず施錠（二重ロック）してください。
- ⑧自転車を換える場合は再申請し、新しい登録ステッカーを貼付してください。

（3）列車・バス通学

- ①通学定期券利用乗車時は『生徒証明証』を携帯し、随時提示できるようにすることとします。
- ②通学定期券は本校事務室で『通学定期乗車券購入申込書』の発行を受け、所定の場所で購入してください。

（4）原動機付自転車（原付バイク）

- ①免許取得・単車使用については許可制とし、スクータータイプとします。
- ②学校までの通学を原則とし、学校までの道程が遠い場合は最寄りの駅またはバス停までとします。
- ③交通ルールを遵守し、保護者の責任の下、原動機付自転車の点検・整備を行ってください。また、管理、利用については各家庭で状況を把握し、学校と情報共有を図り、交通安全教育に取り組んでください。

④通学許可条件は以下のとおり

ア) 許可される地域

- ・ 甲佐、御船、城南の鰐瀬地区、三角の波多地区、その他

イ) 許可される小学校区

- ・ 嘉島東、豊田、海東

ウ) 許可される中学校区

- ・ 砥用、中央、甲佐、豊野

エ) その他の許可条件

- ・ 自宅から最寄りの駅またはバス停までの距離が原則 8 km以上
- ・ 公共の交通機関がなく、学校までの通学距離が 1 5 km以上
- ・ 自宅が山間部等にあり、自転車での通学が困難な場合
- ・ 家庭の事情により、どうしても必要な場合
- ・ 身体的事情により、どうしても必要な場合
- ・ その他学校が特に必要と認めた場合

(5) 原動機付自転車免許（以下原付免許）、普通自動車免許取得について

- ①原付免許受験は、授業や学校行事のない休業日（夏休み等）に行ってください。
- ②原付免許取得を希望する場合、保護者の同意を得て、担任に申し出のうえ、所定の手続きをしてください。
- ③普通自動車免許取得を希望する場合、保護者の同意を得て『自動車学校入校許可願』と提出し、許可を得てください。
- ④普通自動車免許取得のための自動車学校入校については、卒業見込みの者で就職・進学など進路が決定した者に限ります。（ただし、就職内定者は冬季休業日から、進学決定者は家庭学習期間に入ってからとします。）
- ⑤卒業式までに免許を取得しても卒業式までは運転を禁止します。

(6) 登下校時の送迎について

本校周辺は道幅が狭く、住宅街で近隣の小・中学生も登下校に利用しているため事故防止の観点から「送迎禁止区域」を設け、車での送迎、駐停車、乗り降りを禁止しています。

次の点に注意してください。

- ・ 怪我や病気などやむを得ない理由により、自家用車での校内乗り入れが必要な場合は「車両乗入許可証」を申請して下さい。申請後に発行される「車両乗入許可証」を掲示し、玄関前ロータリー（必要に応じ生徒昇降口）で乗降してください。許可証の申請は、担任→学年生徒部担当です。

図

4 諸届けについて

(1) 出席に関すること

- ①欠席、欠課、遅刻、早退及び忌引などのときは『すぐーる』（学校・家庭・地域をつなぐ連絡システム）を利用し、速やかに連絡してください。
忌引きに期間は次のとおりです。
・父母（1親等） 7日 ・祖父母、兄弟姉妹（2親等） 3日
・おじ、おば（3親等） 1日
- ②遅刻登校後は、職員室前に備え付けの『入室許可証』の交付を受け教室に入ってください。
- ③早退する場合は、『早退許可証』の交付を受けてください。帰宅後は保護者から担任へ連絡してください。
- ④1週間以上連続し病気欠席の場合は、医師の診断書（学校指定用紙可）を提出してください。
- ⑤長期欠席、休学、転学あるいは退学をするときは、所定の用紙に保護者連署のうえ提出してください。
- ⑥登校後、一時外出するときは『外出許可証』の交付を受け、帰校後は直ちに『外出許可証』を返却してください。

5 アルバイトについて

アルバイトは原則禁止です。ただし、家庭の事情等でアルバイトを希望する場合は学校の許可を得てください。許可条件は以下のとおりです。

(1) 許可条件等

- ①高校生就業に適切な職種であること。
- ②就業時間、就業場所、通勤方法等総合的に検討し、保護者の責任の下に許可します。アルバイトの状況は各家庭で把握し、学校と情報共有を図るようにしてください。

6 部活動、下校時刻について

(1) 本校の部活動

〔体育部〕

陸上競技 水泳 バレーボール バasketボール 柔道 剣道 ソフトテニス 卓球
バドミントン 野球 弓道 サッカー ハンドボール ソフトボール テニス ヨット

〔文化部〕

科学 美術 書道 食物 茶道 華道 放送 文芸 英語 吹奏楽 和太鼓

(2) 部活動時間及び下校時刻

①完全下校時刻（活動終了、更衣・下校完了）

平日 19:00

休業日及び長期休業中 17:00

②練習日、練習時間等

1週間の練習日は5日以内です。土曜日及び日曜日（以下、「週末」）は少なくとも1日以上を休養日とします。1日の練習時間は長くとも2時間半、休業日は3時間程度です。

7 保健室使用、災害共済給付申請手続要領について

(1) 健康上問題が起こった場合（入院・骨折・心臓病・長欠等）は、学校に連絡してください。

(2) 保健室で休養する時は、授業担当に連絡してください。

(3) 下記の学校伝染病は、出席停止扱いとなります。医師の許可があるまでは登校できません。

<第1種> エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス・パラチフス

<第2種> インフルエンザ、新型コロナウイルス、百日咳、麻疹（はしか）、風疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘、咽頭結膜熱、結核

<第3種> 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病

(4) 日本スポーツ振興センター災害共済給付の手続きに関する申請は、保健室に連絡してください。